

確定申告を

~~~~~ 公的年金受給者は所得税の確定申告を ~~~~~  
〔申告の時期 —— 2月15日～3月15日〕

公的年金受給者は、確定申告が必要です。

配偶者特別控除、国民健康保険の保険料または共済組合の任意継続の保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除などをしないまま年金から税金が差し引かれています。確定申告をすれば税金が戻る場合もあります。

## 医療費控除について

納税者自身や、その人と生計を一にする配偶者その他の親族のために、年間（1月～12月）に支払った医療費が10万円以上ある場合は、「医療費控除」として所得から差し引くことができます。

## 医療費控除の対象となるもの

## 1. 保険適用の医療費

退職互助部に加入している方は、3,500円以上～高額療養費受給後の自己負担額（平成19年3月までは3,000円以上～高額療養費受給後の自己負担額）までの医療費につきましては退職互助部から給付いたしますので、この部分は医療費控除の対象とはなりません。

※対象となるのは、控除額の3,500円と退職互助部に請求できない3,600円未満の医療費です。（平成19年3月までは3,000円と退職互助部に請求できない3,100円未満の医療費です）

⑨ 退職互助部から送付します療養費の給付金明細書は、必ず保管しておいてください。

## 2. 保険適用外の医療費

- ・ 差額ベッド代（医師の判断による）
- ・ 保険がきかない手術代
- ・ 特定診察代
- ・ 薬の容器代等
- ・ 保険適用外の歯科治療代

## 3. 介護保険の対象となった医療費

## 4. 病院までの交通費代

- ・ 公共交通手段（バス代・汽車代金）
- ・ タクシー代（緊急性のある場合のみ）

※付添人の交通費は認めていません。

以上1～4の合算が10万円以上あった場合、医療費控除の該当となります。

⑨ すべて領収証が必要です。

## 確定申告

### 退職互助部では毎年2月新規会員を対象に 「確定申告記入説明会」を各支部で開催します。

税理士の親切な説明と指導のもとに、初めて申告する人を対象に「確定申告記入説明会」を開催いたします。

「確定申告記入説明会」の案内は、所属支部から直接新規会員あて連絡します。

### —— 確定申告に必要な書類は次のとおりです。 ——

- 公的年金の源泉徴収票
- 給与所得のある人はその源泉徴収票
- 配偶者で所得のある人は、その証明
- 健康保険料の支払額のわかるもの
- 生命保険、火災保険などの控除証明書
- 互助年金「年間給付額計算書」（互助年金加入者のみ）
- 住宅取得など特別控除の証明書（該当者）
- 振込銀行口座番号の控
- 筆記用具、印鑑、計算機
- 退職所得のある人は「退職所得の源泉徴収票」

### 大切な書類は

### —— 互助組合のいきいきバックに ——

保管しておいてください。

